

よさこいおきやく支店定期預金規定

本規定は、お客さまが、高知銀行よさこいおきやく支店（以下「当店」といいます。）で開設する定期預金口座により取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店との取引を行う場合は、下記の条項に加え、「よさこいおきやく支店取引規定」「よさこいおきやく支店普通預金取引規定」「よさこいおきやく支店インターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定」により取扱います。これらの規定に定めのない事項については、当行が別途定める各取引規定が適用されます。

1. 預金取引の方法

- (1) よさこいおきやく支店定期預金（以下「この預金」といいます。）は、次の方法により取引を行います。
 - ① インターネットを通じたパーソナルコンピューター等の端末機による取引
- (2) この預金の通帳・証書は発行しません。

2. 預入金額・預入日・預入種類・適用金利

- (1) この預金の預入金額は、1口100,000円以上（1円単位）で10,000,000円以下です。当店で預入れいただける定期預金は250口までとします。
- (2) この預金の預入日は、定期預金預入受付日とします。
- (3) この預金の預金種類は、自動継続スーパー定期（単利型）または自動継続スーパー定期（複利型）とします。
- (4) この預金の適用金利は、定期預入日における当行が定める金利とします。

3. 取扱店の範囲

- (1) この預金は、当店を含む当行本支店の窓口で預入・払戻等を行うことはできません。また、当行の現金自動預払機で預入・払戻を行うことはできません。
- (2) この預金の預入れは、「こうぎん個人インターネットバンキング・モバイルバンキング契約（以下「個人IB」といいます。）」の利用口座としてあらかじめ登録された当店定期預金口座に、個人IBの代表口座または他の利用口座からの振替による預入れの場合のみ取扱います。

4. 自動継続

- (1) この預金は満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

5. 利息

- (1) 自動継続スーパー定期預金（単利型）（期間1年）
 - ① この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその書替継続日）から満期日の前日までの日および個人IB定期照会結果画面記載の利率（継続後の預金については前記4.(2)の利率とします。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に当店普通預金へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
 - ② 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- ③ この預金を6.(2)の規定により満期日前に解約する場合、または6.(3)の規定により解約する場合には、その利息(以下「中途解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- 6カ月未満：解約日における普通預金の利率
 - 6カ月以上1年未満：約定利率×50%
- ④この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2) 自動継続スーパー定期預金(複利型)(期間3年、5年)
- ① この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6カ月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に当店普通預金へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- ② 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- ③ この預金を6.(2)の規定により満期日前に解約する場合、または6.(3)の規定により解約する場合には、中途解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の利率によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います(小数点第3位以下は切捨てます。)
- 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- 6カ月未満：解約日における普通預金の利率
 - 6カ月以上1年未満：約定利率×40%
 - 1年以上1年6カ月未満：約定利率×50%
 - 1年6カ月以上2年未満：約定利率×60%
 - 2年以上2年6カ月未満：約定利率×70%
 - 2年6カ月以上3年未満：約定利率×90%
- 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- 6カ月未満：解約日における普通預金の利率
 - 6カ月以上1年未満：約定利率×30%
 - 1年以上1年6カ月未満：約定利率×40%
 - 1年6カ月以上2年未満：約定利率×50%
 - 2年以上2年6カ月未満：約定利率×60%
 - 2年6カ月以上3年未満：約定利率×70%
 - 3年以上4年未満：約定利率×80%
 - 4年以上5年未満：約定利率×90%

6. 預金の解約

- (1) この預金の解約は、お客さまが個人IB取引操作で定期預金満期解約予約を行うことにより、満期日に定期預金を自動解約し、解約元利金を当店普通預金に入金することで行います。満期解約予約は、満期日の前日まで受付けいたします。
- (2) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてお取扱いする場合には、お客さまが個人IB操作で中途解約処理を行うことにより、即時に定期預金を自動解約し、解約元利金を当店普通預金(当店普通預金が、よさこいおきゃく支店インターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定3.に定める代表口座ではない場合は、当該代表口座)に入金することで行います。
- (3) 上記のほか、この預金の解約については、よさこいおきゃく支店取引規定21.の定めに従って取扱いいたします。

7. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書にお届印により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(令和2年4月1日現在)